

別紙様式第16号の26（第211条の84第1項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業報告書

（記載上の注意）

1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- ① 子会社 保険業法第2条第12項に規定する子会社をいう。
- ② 子会社等 保険業法第272条の40第1項に規定する子会社等をいう。
- ③ 子法人等 保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。
- ④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。
- ⑤ 親会社等 会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。

2 少額短期保険持株会社の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

3 少額短期保険持株会社が会社法施行規則第2条第2項第71号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2) 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項も記載すること。

1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

（記載上の注意）

- 1 少額短期保険持株会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに少額短期保険持株会社のその事業年度における事業の経過及び成果（主要な部門別）を記載すること。
- 2 少額短期保険持株会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡る当該事業年度における事業の経過及び成果（複数の事業セグメントを有している場合には、事業セグメント別）、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

(2) 財産及び損益の状況の推移

〔少額短期保険持株会社の状況について記載する場合〕

区 分	年度	年度	年度	年度	年度（当期）
営業収益	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金					
保険業を営む子会社等					

	その他の子会社等					
	当期純利益（又は当期純損失）					
	1株当たり当期純利益 （又は1株当たり当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	総資産	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社等株式等					
	その他の子会社等株式等					

（記載上の注意）

- 1 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

- 5 1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

- 6 「保険業を営む子会社等」欄は、保険業法第272条の39第1項第1号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。

- 7 「保険業を営む子会社等株式等」欄は、保険業法第272条の39第1項第1号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
経常収益				
経常利益				
親会社株主に帰属する当期純利益				
包括利益				
純資産額				

総資産				
-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び少額短期保険持株会社の財産及び損益の状況の推移」とすること。
- 2 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下5において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下5において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下5において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。
 なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。
 上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。
- 6 特例企業会計基準等適用人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

ロ 少額短期保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年度	年度	年度	年度（当期）
営業収益	百万円	百万円	百万円	百万円
受取配当金				
保険業を営む子会社等				
その他の子会社等				
当期純利益（又は当期純損失）				
1株当たり当期純利益 （又は1株当たり当期純損失）	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総資産	百万円	百万円	百万円	百万円
保険業を営む子会社等株式等				
その他の子会社等株式等				

(記載上の注意)

- 1 記載事項に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下4において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下4において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下4において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より

前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

- 5 1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

- 6 「保険業を営む子会社等株式等」欄は、保険業法第272条の39第1項第1号に掲げる会社である子会社等からの受取配当金について記載すること。

- 7 「保険業を営む子会社等株式等」欄は、保険業法第272条の39第1項第1号に掲げる会社である子会社等の株式及び出資持分について記載すること。

(3) 事務所の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

事務所名	所在地	設置年月日

[企業集団の状況について記載する場合]

会社名	事務所名	所在地	設置年月日

(記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の主要な事務所の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、少額短期保険持株会社、子法人等（非連結の子法人等を除く。）の主要な会社名、その主要な事務所、所在地及び設置年月日を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な事務所については、記載を要しない。

(4) 使用人の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年数	平均給与月 額
使用人	名	名	名	歳	年	千円

[企業集団の状況について記載する場合]

部門別	前期末	当期末	当期増減 (△)
	名	名	名

- 1 表題を「(4)企業集団の使用人の状況」とすること。

- 2 適宜欄を設け、少額短期保険持株会社及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の使用人数を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の使用人数については記載を要しない。
- 3 必要に応じ、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

(5) 主要な借入先の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

借入先	借入金残高
	百万円

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入金残高を記載すること。
- 2 借入金、少額短期保険持株会社の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。

[企業集団の状況について記載する場合]

部門名	借入先	借入金残高
		百万円

(記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の主要な借入先の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、少額短期保険持株会社、子法人等（非連結の子法人等を除く。）の主要な借入先及び借入金残高を事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載し、関連法人等の主要な借入先の状況は記載を要しない。
- 3 借入金、企業集団の資金調達において重要でない場合には、記載を要しない。

(6) 資金調達の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

当該事業年度中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、その内容及び金額を記載すること。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載すること。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(6)企業集団の資金調達の状況」とすること。
- 2 少額短期保険持株会社及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の資金調達の状況について事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載することとし、関連法人等の資金調達の状況については記載を要しない。
- 3 当該連結会計年度中に実施した増資、社債発行、重要な借入等の資金調達について、

その内容及び金額を記載すること。また、増資を実施した場合には1株当たり発行価額を記載すること。なお、コミットメントライン契約が資金調達において重要性を有する場合には、その概要等についても記載すること。

(7) 設備投資の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	
---------	--

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な部門別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別（区分することが困難である場合を除く。）に、記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

- 1 表題を「(7)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、少額短期保険持株会社及び子法人等（非連結の子法人等を除く。）の設備投資の状況について、事業セグメント別（複数の事業セグメントを有していない場合には、主要な部門別）に記載することとし、関連法人等の設備投資の状況については記載を要しない。
- 3 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 4 当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	親会社が有 する当社の 議決権比率	備 考
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事 業 内 容	設 立 年 月 日	資 本 金	当社が有す る子会社等 の議決権比 率	備 考

				百万円	%	
--	--	--	--	-----	---	--

(記載上の注意)

- 1 親会社及び子会社等のうち重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。
- 3 当該親会社と当該株式会社との間に当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を欄外に記載すること。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合]

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

(記載上の注意)

表題を「(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況」とし、次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
- 2 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該少額短期保険持株会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) その他少額短期保険持株会社の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他の少額短期保険持株会社の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他

(記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること
(2、7及び8を除く。)
- 2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)
 - ① 辞任した旨又は解任された旨
 - ② 会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の意見があるときは、その意見の内容
 - ③ 会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。
- 7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。
 - ① 少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
 - ② 少額短期保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由
- 8 その他会社役員に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役		
会 計 参 与		
監 査 役		
執 行 役		
計		

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額(当該報酬等が業績連動報酬等(会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。))又は非金銭報酬等(会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。)及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会

社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。
また、同条第5号から第5号の3までに規定する報酬等及び同条第5号の4に規定する事項についても適宜設欄のうえ記載すること。

- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」に括弧内書すること。
- 4 会社役員（社外役員を除く。）が当該少額短期保険持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること（報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。）。
- 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。
- 6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 7 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めているときは、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該方針の決定の方法
 - ② 当該方針の内容の概要
 - ③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除き、指名委員会等設置会社にあつては、執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由
- 8 各会社役員の前記の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（7の方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要。ただし、当該事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない株式会社にあつては、記載を省略することができる。
- 9 当該事業年度の末日において取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨及び次に掲げる事項
 - ① 当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位及び担当
 - ② ①の者に委任された権限の内容
 - ③ ①の者に②の権限を委任した理由
 - ④ ①の者により②の権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容

(3) 責任限定契約・補償契約

氏名	責任限定契約・補償契約の内容の概要等

(記載上の注意)

- 1 会社役員（直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役又は監査役に限る。）と当該少額短期保険持株会社との間で責任限定契約（会社法第427

条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

2 会社役員(直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役に限る。)と当該少額短期保険持株会社との間で補償契約(会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、次に掲げる事項を記載すること。

① 当該会社役員の氏名

② 当該補償契約の内容の概要(当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)

3 当該少額短期保険持株会社が会社役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。4において同じ。)に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第1号に掲げる費用を補償した場合において、当該少額短期保険持株会社が、当該事業年度において、当該会社役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨を記載すること。

4 当該少額短期保険持株会社が会社役員に対して補償契約に基づき会社法第430条の2第1項第2号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額を記載すること。

(3) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(記載上の注意)

少額短期保険持株会社が保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第430条

の3第1項の契約をいう。)を締結しているときは、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲及び内容の概要(被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である役員等(当該少額短期保険持株会社の役員等に限る。)の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。)を記載すること。

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること

((3)及び(4)を除く。)

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況

(記載上の注意)

1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人との関係を記載すること。

- 2 社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。
- 3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載すること。
- ① 少額短期保険持株会社の親会社等（自然人であるものに限る。）
- ② 少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況

(記載上の注意)

- 1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。
- ① 監査役設置会社の社外監査役 監査役会
- ② 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会
- ③ 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会
- 2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- ① 当該社外役員の意見により少額短期保険持株会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容（重要でないものを除く。）
- ② 少額短期保険持株会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行（当該社外役員が社外監査役である場合にあつては、不正な業務の執行）が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
- ③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、当該社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（①及び②に掲げる事項を除く。）

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	少額短期保険持株会社からの報酬等	少額短期保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計			

(記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。
- 3 少額短期保険持株会社の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を

「少額短期保険持株会社からの報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 少額短期保険持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 「少額短期保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときには、当該報酬等の総額を記載すること（社外役員であった期間に受けたものに限る。）

① 少額短期保険持株会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該少額短期保険持株会社を除く。）

② 少額短期保険持株会社に親会社等がない場合 少額短期保険持株会社の子会社又は子法人等

(4) 社外役員の意見

氏名	社外役員の意見の内容

(記載上の注意)

「3 社外役員に関する事項」の内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

4 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 千株

発行済株式の総数 千株

(2) 当年度末株主数 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%

(記載上の注意)

1 持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、少額短期保険持株会社が2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

2 種類株式発行少額短期保険持株会社（剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する少額短期保険持株会社をいう。）にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。

3 その他株式に関する重要な事項を欄外に記載すること。

(4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該少額短期保険持株会社の株式

	株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）	株式の交付を受けた者の人数

取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）及び執行役		
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 少額短期保険持株会社の役員は、当該事業年度中に役員であったものを含む。
- 2 当該少額短期保険持株会社の株式（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の株式を含む。）に限り記載すること。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除き、社外役員に限る		
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）		
監査等委員である取締役		
取締役（執行役を含む。）以外の会社役員		

（記載上の注意）

- 1 会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
- 2 新株予約権等（職務執行の対価として当該株式会社が交付したものに限り、当該株式会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに当該株式会社が交付した当該株式会社の新株予約権を含む。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該少額短期保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使用人		
子法人等の役員及び使用人		

(記載上の注意)

- 1 少額短期保険持株会社が職務遂行の対価として交付した新株予約権等に関し記載すること。
- 2 使用人とは、当該少額短期保険持株会社の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 3 子法人等の役員及び使用人とは、当該少額短期保険持株会社の役員又は使用人を兼ねている役員及び使用人を除く子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 4 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

6 その他

(記載上の注意)

- 1 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- 2 その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。